受注生産品

お客様ご指定の特定化学物質標識を製作致します

■ 「受注生産」にてご注文をお受け致します。
ご注文後の返品はお受けできません。

特定化学物質障害予防規則
第38条の3　掲示についてはこちら

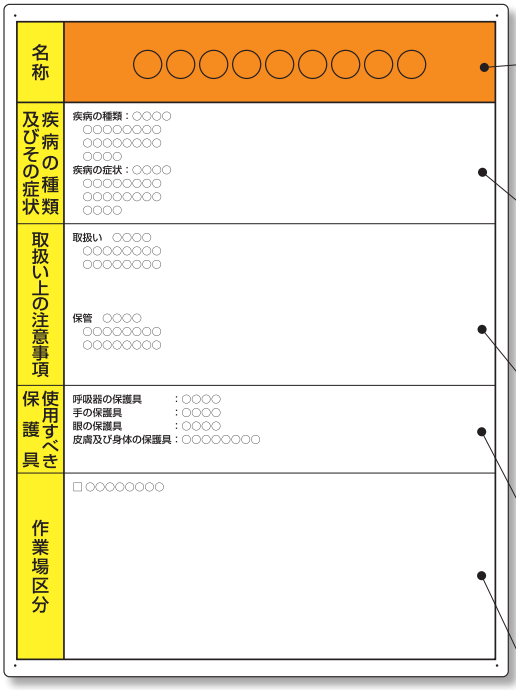

事前にご準備ください

□ 取扱う特定化学物質の名称

□ 取扱う特定化学物質の
『おそれのある疾病の種類』及び
『疾病の症状』

https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html#m02-03

□ 取扱う特定化学物質のSDS
（SDSより抜粋または参考にします。）

□ 特定化学物質の取扱いにあたり、法令に基づいて
ご使用されている使用すべき保護具の名称

□ 特定化学物質を取扱う作業場区分のご確認
（①～③をお選びください。）

① □　試験研究のための製造
　□　分析用試料等の製造

② □イ　第六条の二第一項の許可に係る作業場（同項の濃度の測定を行うときに限る。）
　□ロ　第六条の三第一項の許可に係る作業場であつて、第三十六条第一項の測定の結果の評価が第三十六条の二第一項の第一管理区分でなかつた作業場及び第一管理区分を維持できないおそれがある作業場
　□ハ　第二十二条第一項第十号の規定により、労働者に必要な保護具を使用させる作業場
　□ニ　第二十二条の二第一項第六号の規定により、労働者に必要な保護具を使用させる作業場
　□ホ　金属アーク溶接等作業を行う作業場
　□ヘ　第三十六条の三第一項の場所
　□ト　第三十六条の三の二第四項及び第五項の規定による措置を講ずべき場所
　□チ　第三十八条の七第一項第二号の規定により、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる作業場
　□リ　第三十八条の十三第三項第二号に該当する場合において、同条第四項の措置を講ずる作業場
　□ヌ　第三十八条の二十第二項各号に掲げる作業を行う作業場
　□ル　第四十四条第三項の規定により、労働者に保護眼鏡並びに不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させる作業場

③ ②のイ～ルの作業場を限定出来る場合はご指定ください

ご不明な点がございましたら、最寄りの販売店、または弊社営業担当までお問合せください。

＜企画・製造＞
UNIT ユニット株式会社
URL http://www.unit-signs.co.jp